

# 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業における個別接種促進支援金交付要領

## 1 目的

新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進のために協力する診療所の取り組みに対し支援金を給付する。

## 2 内容

### (1) 支援内容

週100回以上の接種を対象期間内に4週間以上行った場合、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数あたり2,000円の支援を行う。

なお、1週間のうち少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意(※)していることが必要である。

※「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。

- ・時間外：当該診療所の標榜する診療時間以外の時間
- ・夜間：18時以降（診療所の診療時間に関わらない）
- ・休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。

なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（診療所の診療日に関わらない。）

### (2) 支援対象

四日市市内の診療所(※)における取組み

※診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう（医療法第1条の5第2項）

### (3) 対象期間

第一期：令和5年5月1日（月）から7月2日（日）まで

第二期：令和5年7月3日（月）から9月3日（日）まで

第三期：令和5年9月4日（月）から11月5日（日）まで

第四期：令和5年11月6日（月）から12月31日（日）まで

第五期：令和6年1月1日（月）から3月3日（日）まで

### (4) 留意事項

- ・診療所が実施主体となって実施した接種が個別接種である。市外住民への接種も含む。
- ・「予診のみ」で接種を行わなかった場合、接種回数には含めない。
- ・週の考え方は、月曜日から日曜日を1週としてカウントする。  
なお、第一期についてのみ、日曜日から土曜日を1週としてカウントすることも可能とする。  
その場合の、第一期の最終週は、6月25日（日）から7月2日（日）までを1週としてカウントする。
- ・時間外、休日の考え方が、接種費用の加算における考え方と異なることに注意すること。  
（例）土曜日は、当事業においては、診療時間の有無に関わらず「休日」となる。  
月曜日から金曜日までの休診日については、「時間外」となる。
- ・4週間以上は、連続している必要はない。

### 3 請求期間

- 第一期：令和5年7月3日（月）から令和5年7月28日（金）
- 第二期：令和5年9月1日（金）から令和5年9月29日（金）
- 第三期：令和5年11月6日（月）から令和5年12月1日（金）
- 第四期：令和6年1月4日（木）から令和6年2月2日（金）
- 第五期：令和6年3月4日（月）から令和6年3月29日（金）

### 4 請求方法

請求を行う場合は、請求期間内に、実績報告書（様式1）及び請求書（様式2）へ必要事項を入力し、印刷・押印のうえ、次の提出先に提出するものとする。

#### （1）提出先

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 新型コロナワクチン対策室

#### （2）提出書類

- （第一期）■実績報告書（様式1）・請求書（様式2）
- （第二期）■実績報告書（様式1）・請求書（様式2）
- （第三期）■実績報告書（様式1）・請求書（様式2）
- （第四期）■実績報告書（様式1）・請求書（様式2）
- （第五期）■実績報告書（様式1）・請求書（様式2）

#### （3）留意事項

- ・実績報告書の接種回数と予診票枚数の確認が行われるため、診療所は、予診票を請求までに提出しておくこと。
- ・市の会計規則により、請求書は押印したものを提出すること。

### 5 請求後の流れ

#### （1）請求内容の審査

市は、提出された実績報告書の接種回数と、事前に提出された予診票、及び予診票のコピー（国保連合会へ請求を行う市外居住者の予診票）の枚数を確認する。接種回数に疑義がある場合は、市から診療所に問い合わせる。

その他、書類に不備があった場合、市から診療所へ連絡する。

#### （2）支援金の支払い

提出書類の審査の終了後、指定口座へ振り込みを行う。

なお、支援金の振り込みに際し、通知等は送付しない。

### 6 参考：令和4年度からの変更点

- （1）1週間の考え方は、月曜日から日曜日を1週としてカウントする（令和4年度までは日曜日から土曜日）。ただし、第一期についてのみ、日曜日から土曜日を1週としてカウントすることも可能とする。
- （2）請求先が三重県から四日市市に変更。
- （3）市は、実績報告書の接種回数と提出された予診票の枚数を確認する。診療所は、請求を行うまでに予診票を提出しておく必要がある。

- (4) 請求書は押印したものを提出する。よって、実績報告書（様式1）及び請求書（様式2）は印刷して提出する必要がある。
- (5) 支援金の振り込みに際し、通知等は送付しない。

## 乳幼児・小児への新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制確保支援事業における支援金交付要領

### 1 目的

6ヶ月から4歳以下の者（以下、乳幼児）・5歳から11歳以下の者（以下、小児）への新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制を確保するため、乳幼児・小児への新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関（病院及び診療所）に対し支援金を給付する。

### 2 内容

#### (1) 支援内容

乳幼児・小児への接種、または予診のみを対象期間内に行った場合、実施回数に対して回数あたり1,500円の支援を行う。

#### (2) 支援対象

四日市市内の病院・診療所における取組み

#### (3) 対象期間

第一期：令和5年4月1日（土）から7月2日（日）まで

第二期：令和5年7月3日（月）から9月3日（日）まで

第三期：令和5年9月4日（月）から11月5日（日）まで

第四期：令和5年11月6日（月）から12月31日（日）まで

第五期：令和6年1月1日（月）から3月3日（日）まで

第六期：令和6年3月4日（月）から3月31日（日）まで

#### (4) 留意事項

- ・乳幼児とは、生後6ヶ月以上4歳以下の者を指す。
- ・小児とは、5歳以上11歳以下の者を指す。
- ・医療機関が実施主体となって実施した接種が個別接種である。市外住民への接種も含む。
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業における個別接種促進支援金と重複して請求が可能。ただし、提出様式が異なるため注意すること。

### 3 請求期間

第一期：令和5年7月3日（月）から令和5年7月28日（金）

第二期：令和5年9月1日（金）から令和5年9月29日（金）

第三期：令和5年11月6日（月）から令和5年12月1日（金）

第四期：令和6年1月4日（木）から令和6年2月2日（金）

第五期：令和6年3月4日（月）から令和6年3月29日（金）

第六期：令和6年3月4日（月）から令和6年4月26日（金）

### 4 請求方法

請求を行う場合は、請求期間内に、実績報告書（様式1）及び請求書（様式2）へ必要事項を入力し、印刷・押印のうえ、下記の提出先に提出するものとする。

#### (1) 提出先

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 新型コロナウイルス対策室

## (2) 提出書類

- (第一期) ■実績報告書(様式1)・請求書(様式2)(乳幼児・小児)
- (第二期) ■実績報告書(様式1)・請求書(様式2)(乳幼児・小児)
- (第三期) ■実績報告書(様式1)・請求書(様式2)(乳幼児・小児)
- (第四期) ■実績報告書(様式1)・請求書(様式2)(乳幼児・小児)
- (第五期) ■実績報告書(様式1)・請求書(様式2)(乳幼児・小児)
- (第六期) ■実績報告書(様式1)・請求書(様式2)(乳幼児・小児)

## (3) 留意事項

- ・実績報告書の接種回数と予診票枚数の確認が行われるため、医療機関は、予診票を請求までに提出しておくこと。
- ・市の会計規則により、請求書は押印したものを提出すること。

## 5 請求後の流れ

### (1) 請求内容の審査

市は、提出された実績報告書の接種回数と、事前に提出された予診票、及び予診票のコピー(国保連合会へ請求を行う市外居住者の予診票)の枚数を確認する。接種回数に疑義がある場合は、市から医療機関に問い合わせる。

その他、書類に不備があった場合、市から医療機関へ連絡する。

### (2) 支援金の支払い

提出書類の審査の終了後、指定口座へ振り込みを行う。

なお、支援金の振り込みに際し、通知等は送付しない。

## 6 参考：令和4年度からの変更点

- (1) 請求先が三重県から四日市市に変更。
- (2) 市は、実績報告書の接種回数と提出された予診票の枚数を確認する。医療機関は、請求を行うまでに予診票を提出しておく必要がある。
- (3) 請求書は押印したものを提出する。よって、実績報告書(様式1)及び請求書(様式2)は印刷して提出する必要がある。
- (4) 支援金の振り込みに際し、通知等は送付しない。